

地域活動に関する保護司の意識ⁱ ——品川区保護司会との協働による実践——

高橋尚也*¹

Attitude of volunteer probation officers for community activities

: The practice by the co-production with society for volunteer protection in Shinagawa

TAKAHASHI Naoya

Abstract

The aim of this study was to explore whether volunteer probation officer has what goals and objectives for the community activities. 50 volunteer probation officers belonging to the society for volunteer protection in Shinagawa has responded to the questionnaire including the perspective of program evaluation. This questionnaire consisted of quantitative and qualitative questions. Volunteer probation officers had admitted certain about the social effects of the “the movement to bright society”, they had remained in one-third, who is involved in the planning of their activities. Respondents were not much mention specific device contents and improve content for the goals to “the movement to bright society”. Therefore, in order to volunteer probation officers have conducted a “the movement to bright society” in philosophy preceding, it was suggested that volunteer probation officers were not able to set “a specific goal” in this activities. Finally, it was discussed that the importance of public relations for the citizens the activities of volunteer probation officers by volunteer probation officers and the possibility of co-production with the Rissho University and the society for volunteer protection in Shinagawa and the society for big brothers and sisters movement.

[Keywords] volunteer probation officers, offenders rehabilitation, community activities, co-production

キーワード：保護司、更生保護、地域活動、協働

問 題

1 保護司を取り巻く現状

保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアであり、非常勤の国家公務員である。保護司法によれば、保護司の使命は「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」（第1条）とされている。また、更生保護法によれば、保護司の職務は「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、保護観察所等の所掌事務に従事するもの」と定められている。保護司は、無給であると同時に、保護司会に加入し、保護観察や生活環境の調整を行ったり、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行ったりしている。

平成24年版犯罪白書（法務省法務研究所，2012）によれば、保護司の平均年齢は64.1歳であり、年々保護司の高齢化が進行していることが報告されている。また、保護司の充足率は、平成22年以降9割前半までに落ち込んでいる。さらに、保護司の職業をみると、農林漁業および宗教家の割合が低下し、その他の職業及び無職（主婦を含む。）の割合が上昇していることが報告されている。

* 1 立正大学心理学部准教授

2 更生保護と保護司に期待される役割

更生保護とは、刑事手続上の身体的拘束を解かれた犯罪前歴者の再犯を防止し、その改善更生と社会復帰のために援助することと定義されている。法務省によれば、更生保護活動として、以下の6点が挙げられている。第1が保護観察、第2が応急の救護等及び更生緊急保護、第3が仮釈放・少年院からの仮退院等、第4が生活環境の調整、第5が恩赦、第6が犯罪予防活動である。これらの更生保護活動は、保護司や更生保護施設、更生保護女性会に代表更生保護ボランティアの協力により実施されている。このうち、特に保護司は、第1の保護観察、第4の生活環境の調整、第6の犯罪予防活動に関与することとなる。このように保護司に期待される役割を見ると、保護観察対象者の生活環境の調整に加え、地域で犯罪予防活動を担うという多面的な役割を担うこととなっている。

3 保護司に関する研究

保護司が対象とする保護観察対象者ではなく、保護司自身の取り組みや意識に注目した研究は、非常に少ないのが現状である。近年の保護司に着目した実証的研究としては、前述した平成24年版犯罪白書に関わる調査データと、西川・寺戸・大場・押切・小國（2005）がある。このうち、西川ら（2005）では、保護司の保護観察処遇に関することに加え、地域社会とのつながりに関する内容も調査している。その結果、保護司は、現在の居住地域に長く住んでいる者がほとんどで、9割以上の保護司が、地域の中で町内会役員、PTA役員、社会福祉協議会役員、消防団員、民生・児童委員など、保護司以外のボランティア活動経験を有していることを明らかにしている。また、この調査の回答者であった保護司は、保護時が地域から期待されている役割として、「犯罪者や非行少年を更生させること」や「犯罪予防活動を行うこと」を挙げるものが7割以上、「青少年の健全育成に努めること」が5割、「地域の人々の相談に乗ること」が3割となっており、保護司が地域からの様々な期待を感じていることを明らかにしている。さらに、この調査では、保護司が学校や、自治体の福祉部門、警察などと連携を行っている実態も明らかにされており、地域内情報に基づく地域性を生かした処遇を行っていることが報告されている。

西川ら（2005）によれば、保護司は、地域社会とのつながりが深く、更生に加え、地域の犯罪予防活動に関する地域の期待を感じている様子がうかがえる。しかし、西川らの研究では、具体的に保護司が地域でどのような犯罪予防活動に携わっているかや、どのような意識を持ち犯罪予防活動を実施しているかについての詳細な検討は行われていなかった。

4 社会を明るくする運動

保護司に期待される役割である「犯罪予防活動」のひとつに「社会を明るくする運動」がある。社会を明るくする運動とは、法務省の刑事政策のひとつであり、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である（法務省ホームページ、日本更生保護協会）。具体的には、法務大臣から都道府県知事や市町村長宛に協力を呼びかけるメッセージが出され、各地域において、さまざまな活動が展開される形となっている。そのため、どのような活動をするか、誰が担うかは、自治体によってさまざまであり、地域の担い手と行政との協働により活動が展開されている。保護司は、更生保護の担い手のひとつであるため、社会を明るくする運動に携わることが多いと考えられる。そこで、本研究では保護司が「社会を明るくする運動」に対して抱く意識に注目することとする。

5 市民参加や地域活動とプログラム評価

コミュニティ心理学において、市民参加とは「共通目標を達成するために、個人が報酬なしで参加している組織化された活動への関与（Zimmerman & Rappaport, 1988）」と定義され、政治参加や草の根運動、地域や行政との協働による活動への参加など広い概念として捉えられている。しかし、地域活動が、地域住民による自主的な活動ゆえに、担い手間に意識の差が生じたり、単に活動を実施することが目標化したり、活動の効果について検証がなされなかったりする危険性があることが多く指摘されている（例えば、高橋（2008）や田尾（2011）など）。

従来、地域に関わる行政や政策の評価は、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）に代表されるような経営管理的手法によって評価されることが多い。行政施策や政策は、それらの政策を立案する者の役割が明確で、対象も明確であることが多い。しかし、地域住民がボランティアに実施する地域活動は、担い手が複数存在したり、さまざまな立場

や考え方をもちた担い手がいたり、担い手の役割や存在が、複雑あるいは不明確な状態で企画され実施されることが多いと想定される。そのため、地域活動に対しては、経営管理的手法による評価が必ずしも適さない現状があると考えられる。

コミュニティ心理学において、プログラム評価とは、「ある特定の目的を持った社会・コミュニティ介入プログラムに関しての実施状況や結果情報を系統立てて収集し、より効果的なプログラムに向けてそれらの情報を活用すること（笹尾, 2006）」と定義されている。プログラム評価の代表的なモデルとして、4ステップ・プログラム評価モデルがある。このモデルでは、第1段階が目標設定、第2段階がプロセス評価、第3段階がアウトカム評価、第4段階がインパクト評価と位置づけられている。このプログラム評価のはじめの段階に位置づけられている「目標設定」の前提として、ニーズのアセスメントが必要となり、ニーズのアセスメントに目標設定が使用されると考えられている。この「目標設定」に関して、類似のプログラム評価手法であるGTO (Getting To Outcomes: Chinman, Imm, Wandersman, 2004) においては「ゴール」と「目標」に分けて捉えることが提案されている。ここでの「ゴール」とは長期的な成果であり、そのプログラムによって、何を成し遂げようとしているのかや、想定している成果は何か、どのような状態を変えようとしているのかを表す内容である。それに対して、「目標」とは、プログラムの結果として、対象とする集団に期待しているある特定の変化を表す内容であり、明確に測定できることが必要で記述に際してはゴールの達成を裏づけるような論理性が必要であると考えられている。このように、コミュニティ心理学においてはプログラム評価手法が数多く提案されている。

そこで本研究では、保護司の地域における犯罪予防活動に対する意識を検討する上で、コミュニティ心理学におけるプログラム評価手法に含まれる「目標設定」の視点を導入し、犯罪予防活動を実施している保護司がこの「目標設定」についてどのように捉えているかを探索することとする。

6 立正大学心理学部と品川区保護司会との連携に至る経緯

本研究では品川区保護司会に所属する保護司を対象として検討を行う。品川区の保護司を対象とする経緯には、品川区保護司会と立正大学心理学部との連携した活動が行われていたことに起因する。立正大学心理学部と品川区保護司会の連携の発端は、2013年2月に品川区地域活動課より、立正大学心理学研究所宛に立正大学で品川区BBS会を再興するための学生ボランティアを募集してほしいとの活動協力依頼を受けたことにある。心理学研究所で依頼の概要を伺ったのち、立正大学心理学研究所は、心理学部教員の研究を推進するための機関であることから、心理学研究所においてこの案件は心理学部における課題であるとの判断がなされ、心理学部において検討することとなった。その検討の過程において、学部が主体として取り組むにはそぐわない案件であるとの議論がなされ、コミュニティ活動を研究対象としてきた著者個人に話が回り、品川区保護司会からの依頼事項に応える活動を始めることとなった。

学生にボランティア組織の結成を促すにしても、早々に学生メンバーが募ることはなく、この依頼から品川区BBS会の再始動までには、1年3か月を要することとなった。この間、2013年7月18日に学生有志が品川区保護司会の幹部や東京保護観察所の保護観察官から更生保護の実態について話を聞く機会を設けたり、2013年度2期の「社会的貢献の心理学1」の講義（1月）において品川区保護司会の幹部による保護司活動の紹介の時間を設けたりと、学生に保護司活動やBBS活動への知識と理解を深める基盤づくりを行った。2014年2月に有志学生による準備会が立ち上がり、2014年5月22日に心理学部生を中心に立正大学において品川区BBS会を再始動する運びとなった。その後、品川区BBS会は立正大学においてサークル登録され、2016年1月現在において学生たちによる活動が継続されている。

7 本論文の目的

本研究では、保護司が日々の地域活動に対して、どのような意識を持っているかを探索的に把握することを目的とする。特に、「社会を明るくする運動」という地域活動の実施に対して、保護司がどのような目標や目的を持っているかに注目し、地域の犯罪予防活動に関するプログラム評価を行う上での基礎資料を収集することとする。

方 法

品川区保護司会に所属する保護司100名を対象として、郵送形式による質問紙調査を実施した。実施時期は、2014年8～9月であった。このうち、50名の保護司より回答を得た（男性60%、女性34%、不明6%：40代6%、50代10%、60代46%、70代以上32%）。

調査票は、回答者の「生声」を把握することを目的としていたため、自由記述による定性的な設問と、段階評定による定量的な設問の両方から構成された。調査内容とたずね方を表1に示す。

表1 本研究の分析に用いた調査内容

調査内容	たずね方
1. 定量的内容	
今回の「社会を明るくする運動」の社会的効果	1項目・4件法
区保護司会における「社会を明るくする運動」の活動計画への関与	1項目・4件法
地区(分区)における「社会を明るくする運動」の活動計画への関与	1項目・4件法
区保護司会の活動への評価	1項目・6件法
自身の保護司としての活動への評価	1項目・6件法
地域活動への態度(高橋,2014)	9項目・4件法
2. 定性的内容	
「社会を明るくする運動」の目標	自由記述
社会を明るくする運動への工夫や準備	自由記述
今後「社会を明るくする運動」はどうあるべきか	自由記述
3 BBS活動に関する内容	
品川区BBS会再始動への評価	1項目・6件法
立正大学における品川区BBS会への期待	自由記述
4. その他	
デモグラフィック変数	

注：地域活動への態度については、高橋(2014)の下位尺度に沿って尺度化した。

結 果

1 定量的知見

(1) 社会を明るくする運動の社会的効果

「社会を明るくする運動」の社会的効果についてたずねたところ、「大いに効果がある(2.0%)」と「やや効果がある(52.0%)」の回答をあわせた割合が5割強を占めていた。「あまり効果がない(34.0%)」や「まったく効果がない(0.0%)」と回答した者は3割強であった。無回答は12.0%であった。

(2) 社会を明るくする運動における計画策定への関与

「社会を明るくする運動」における活動計画の策定への関与状況をたずねたところ(図1)、区保護司会全体の活動計画策定への関与者は3割強で、地区(分区)の活動計画策定への関与者も3割強であった。「まったく関与していない」と「あまり関与していない」と回答した者は、区保護司会全体計画で5割弱、地区(分区)の活動計画で6割強であった。

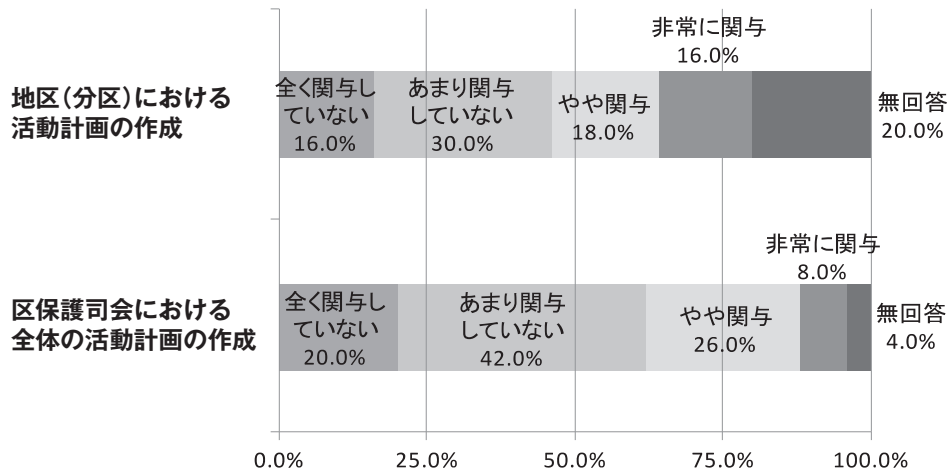


図1 社会を明るくする運動の計画策定への関与

(3) 保護司会に対する評価と保護司としての自己評価

区保護司会に対する評価についてたずねたところ（図2）、「とても評価している」と「評価している」と「やや評価している」をあわせた回答が9割弱であった。

他方、保護司としての自己評価については、「とても評価している」と「評価している」と「やや評価している」をあわせた回答が8割半ばであった。

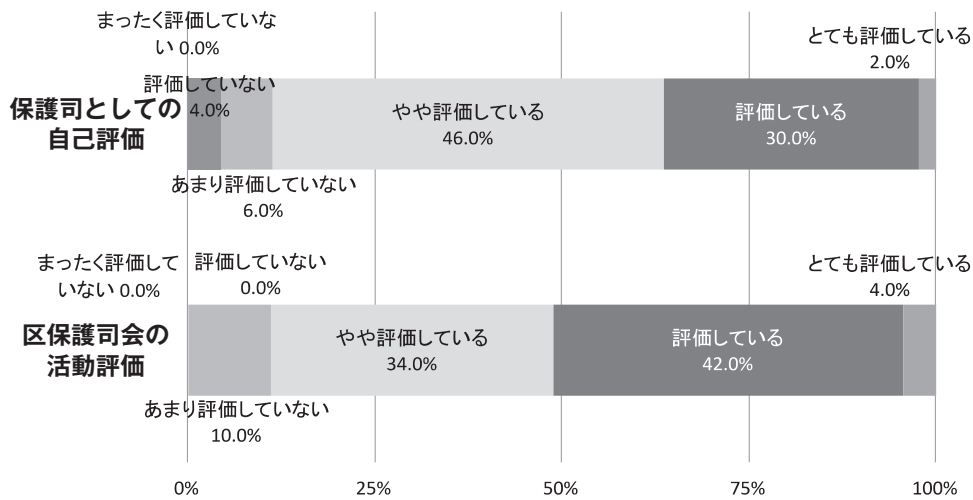


図2 保護司会に対する評価と保護司としての自己評価

(4) 量的変数どうしの関連

量的変数どうしの相関分析の結果（表2）、区保護司会の活動計画に携わっている程度が高いと、自身の保護司としての評価が高いことが明らかとなった。また、地区の活動計画に携わっている程度が高いと、保護司となつてからの年数や、保護司会の活動や自身の保護司としての評価が高くなり、地域未知態度が低くなることが示された。地域未知態度が高いと地域に対する協働的態度も高くなり、地域活動への関与数も低下していた。

表2 変数間の相関係数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 区保護司会__社 明運動計画関与										
2 地区分区__社明 運動計画関与	.83 **									
3 社明運動の社会的 効果	.17	.38 *								
4 区保護司会の活 動への評価	.28	.47 **	.30							
5 自身の保護司とし ての評価	.38 *	.47 **	.15	.30						
6 地域への態度__ 地域未知	-.27	-.37 *	-.14	-.29	-.26					
7 地域への態度__ 協働	.06	.09	.02	-.02	-.09	.28 *				
8 地域への態度__ 市民独自	.15	.13	.06	-.12	.02	.24	.66 **			
9 年代	.09	.13	.14	-.13	.23	-.02	-.02	.00		
10 保護司になってか らの年数	.25	.42 **	.09	-.02	.40 **	-.25	-.09	.02	.43 **	
11 地域活動関与数	.10	.19	.00	.14	.02	-.40 **	-.05	.17	-.02	-.02

注:** $p<.01$, * $p<.05$

2 社会を明るくする運動に関する定性的知見

質的な設問については、著者による分類と KH-coder (樋口, 2004) を用いたテキストマイニングによる共起ネットワーク図を作成し分析を行った。テキストマイニングを用いた理由は、回答者の生の声であっても回答者のプライバシーを保護した形で、意味内容間の関連を分析できると考えたためである。

(1) 社会を明るくする運動の目標認識

箇条書きで記述を求めたところ、社会を明るくする運動の目標として75件の回答が得られた。これらの自由記述回答を著者が1記述あたり複数カテゴリーへの評定を許す形で分類を行った。その結果、「社会を明るくする運動」の目標としている内容は、「犯罪予防」が18件で最も多く、それに「運動自体の告知・PR」(14件)、「地域とのつながりづくり」「更生保護」(ともに12件)に関する内容が続いていた。

社会を明るくする運動の目標認識に関するテキストマイニングによる共起ネットワーク図を図3に示す。その結果、更生保護や社会を明るくする、非行防止といった内容と解釈できる関連がみられたり、青少年健全育成、安全安心な生活と言った関連もみられ、内容が多様かつ抽象度の高い内容が多く記述されていることがうかがえる。

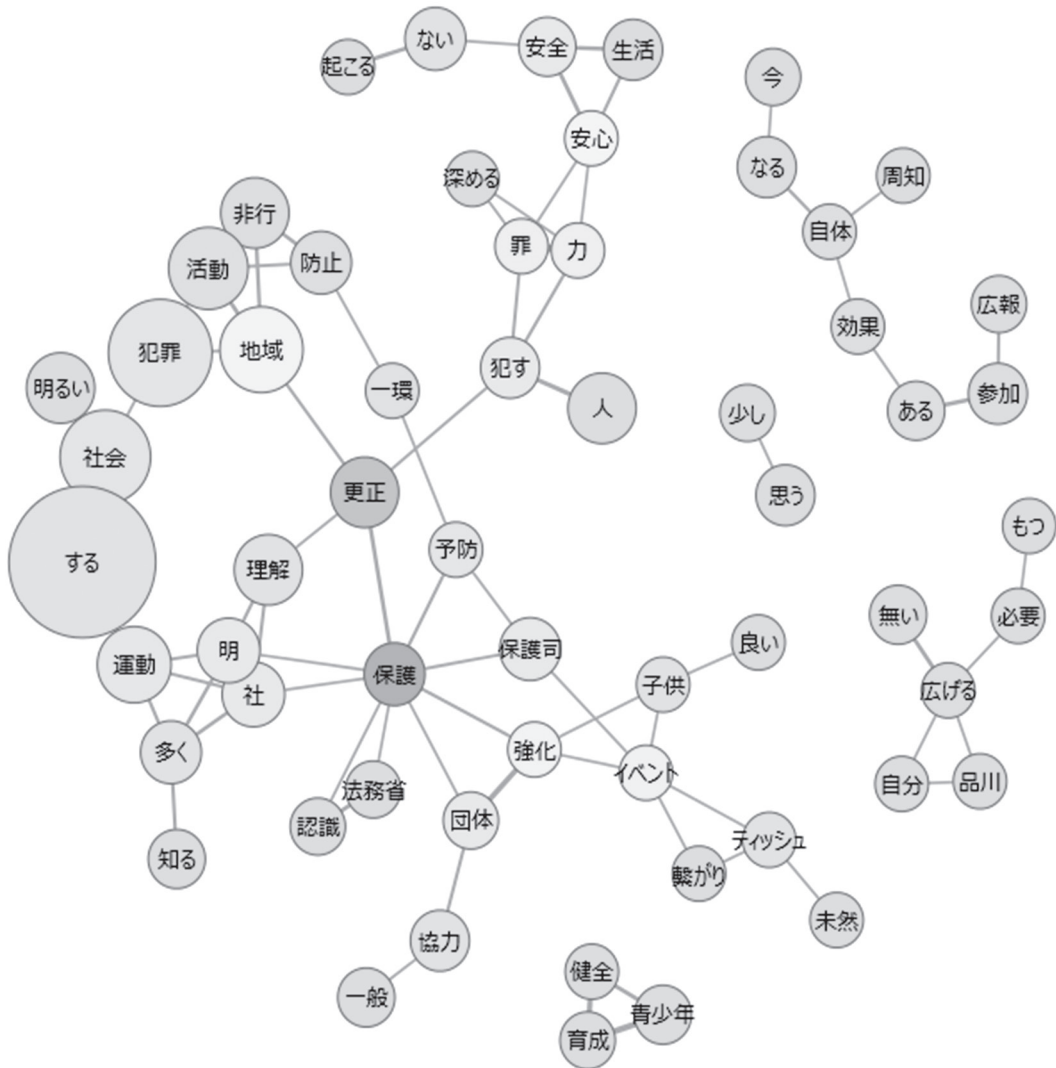


図3 社会を明るくする運動に対する目標認識

(2) 社会を明るくする運動への工夫・準備の内容

箇条書きで記述を求めたところ、社会を明るくする運動の目標として58件の回答が得られた。著者が複数カテゴリーへの評定を許す形で分類を行った結果、「社会を明るくする運動」への工夫として挙げられた内容は、「ティッシュ配りの下準備」が13件で最も多く、これに「活動における一般的内容」（12件）、「他機関への働きかけ」（12件）、「消極的反応」（10件）が続いていた。

社会を明るくする運動への工夫や準備の内容に関するテキストマイニングによる共起ネットワーク図を図4に示す。その結果、図右側に「消極的反応」を表す内容や、社会を明るくする運動の「一般的内容」が布置されていた。図左上には、ティッシュ配布の準備などに関連する「準備系」が布置されていた。図左下には、他機関への「働きかけ・広報」に関する内容が布置されていた。

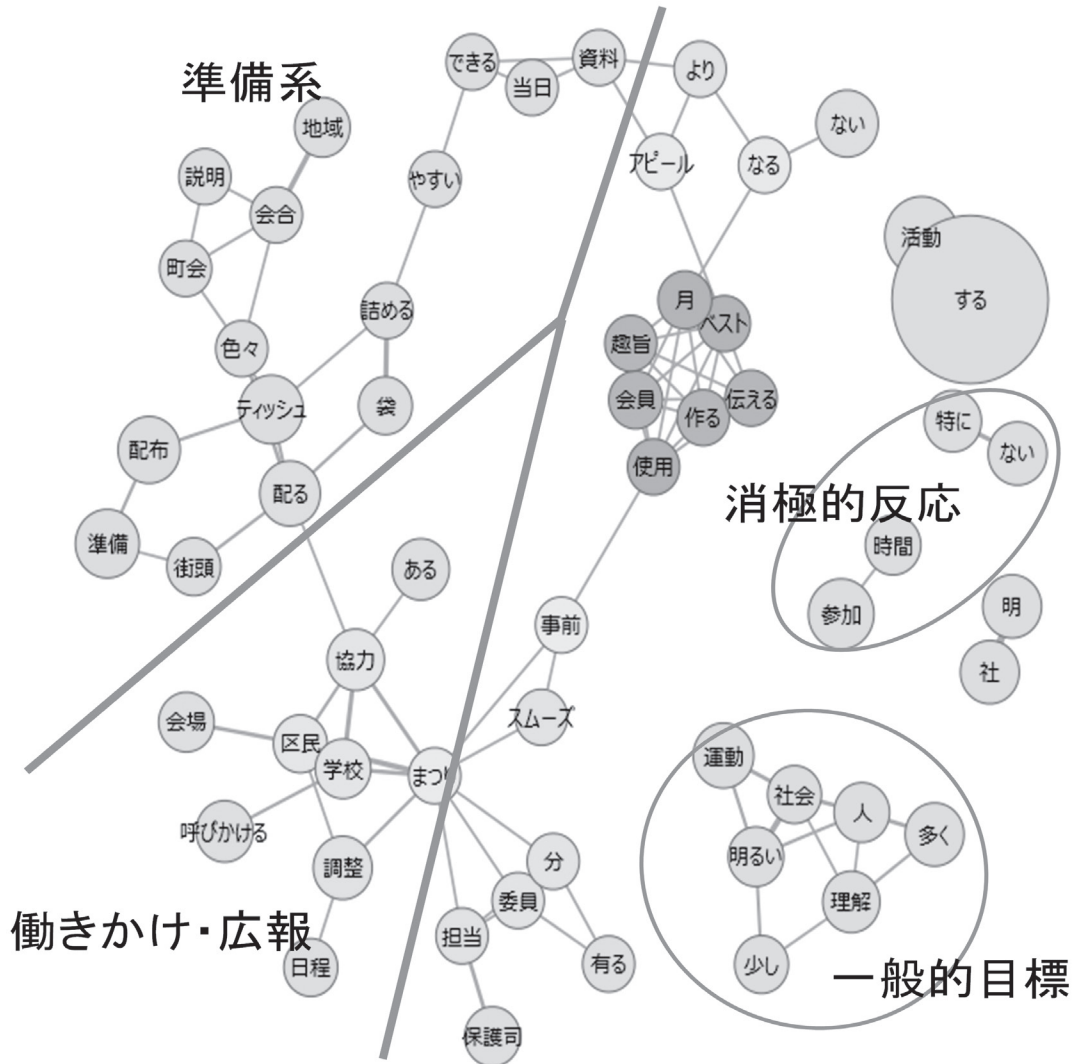


図4 社会を明るくする運動への工夫や準備

(3) 社会を明るくする運動の今後のあり方

社会を明るくする運動の今後のあり方については、38件の回答が得られた。著者が複数カテゴリーへの評定を許す形で分類を行った結果、「社会を明るくする運動」の今後のあり方として挙げられた内容は、「運動や理念の啓発（9件）」、「現在の活動への疑問（7件）」、「現在の活動への不安（7件）」、「現状維持（6件）」、「アピールの必要性（6件）」、「他機関との連携（3件）」であった。

社会を明るくする運動の今後のあり方に関するテキストマイニングによる共起ネットワーク図を図5に示す。その結果、図右側には活動に関する内容が、図左側には理念やゴールに関する内容が布置されていた。活動に関する内容の詳細を見てみると、工夫や連携という必要な視点の記述はあっても、具体的なアイデアや提案に関する記述が少ないことがうかがわれた。

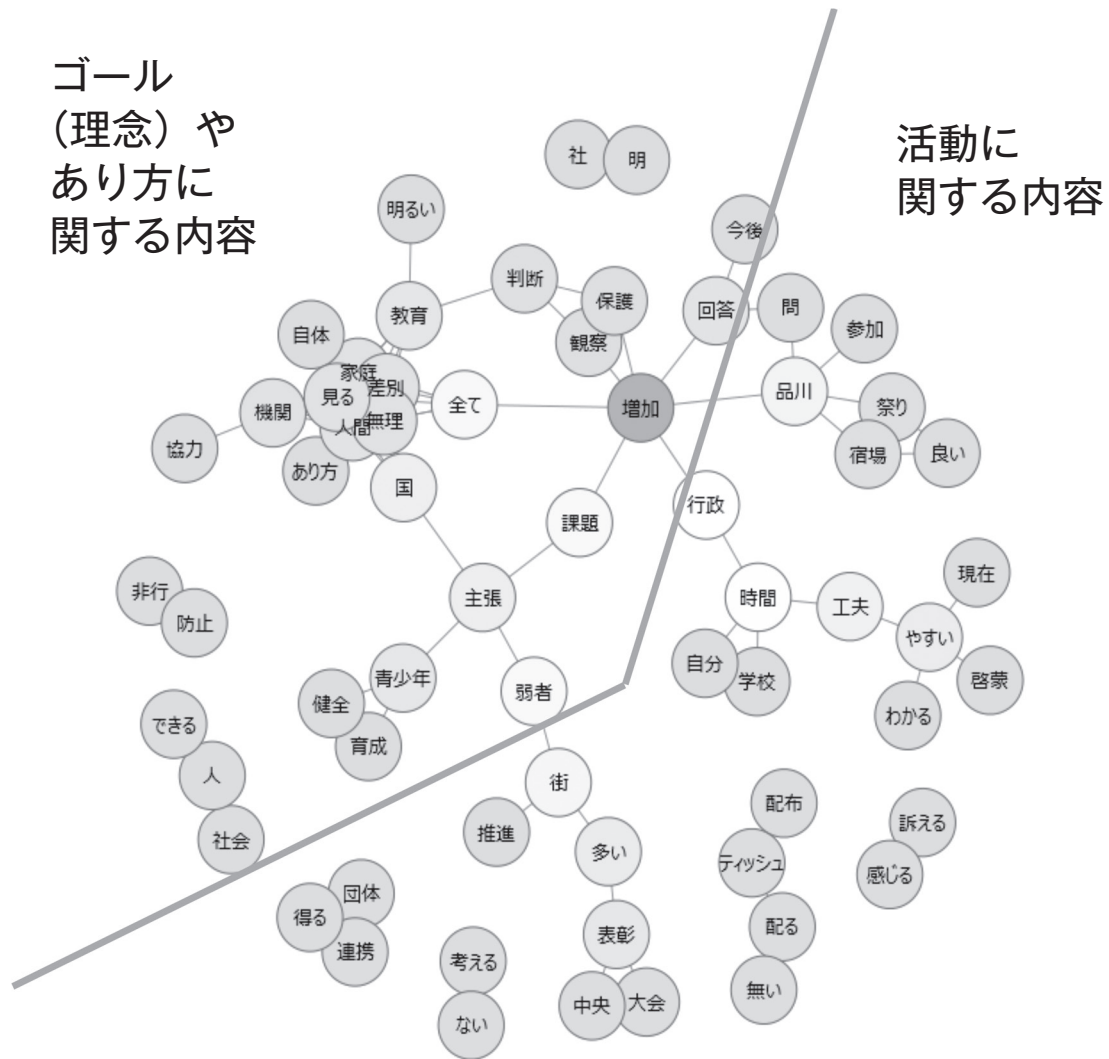


図5 社会を明るくする運動の今後のあり方

3 BBS会の再始動に関する評価

(1) 立正大学における品川区BBS会への評価

2014年4月に再始動した立正大学における品川区BBS会への評価をたずねたところ、「とても評価している(26.0%)」と「評価している(52.0%)」と「やや評価している(19.0%)」をあわせた回答は9割強であった。「あまり評価していない(3.0%)」やその他の回答はわずかであった。

(2) 立正大学における品川区BBS会への期待

立正大学における品川区BBS会への期待に関するテキストマイニングによる共起ネットワーク図を図6に示す。その結果、図上部には、学生にとって経験となることを表す内容が、図左端には、活動への心構えに関する内容が、図右端にはBBS会の活動形態に関する意見・期待がそれぞれ布置されていると解釈された。

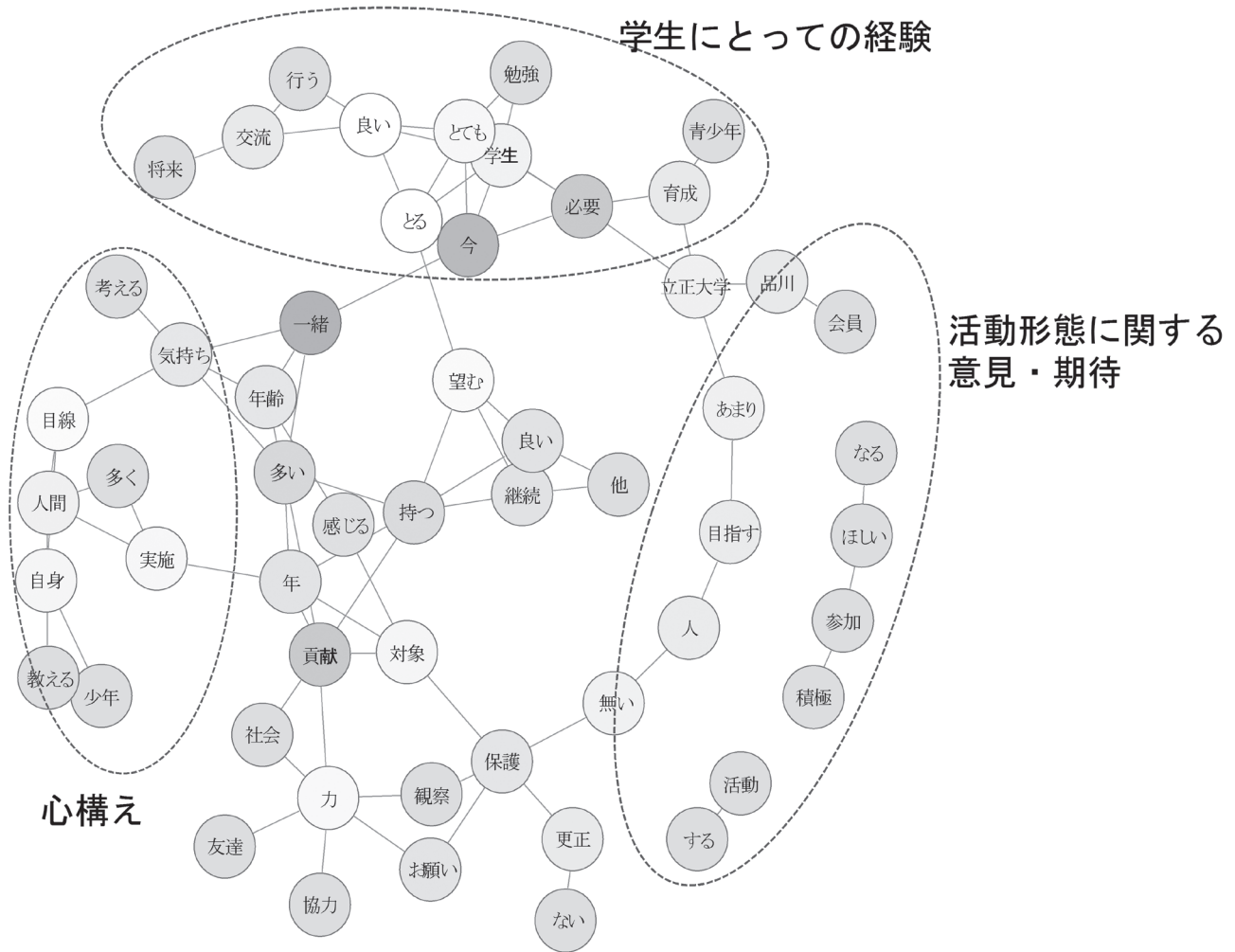


図6 立正大学における品川区BBS会に対する期待

考察

1 まとめ

本研究の結果として、保護司は社会を明るくする運動の社会的効果を一定程度認めているが、運動の計画に関与している保護司は3分の1程度であることが明らかとなった。加えて、保護司年数が長い者ほど、計画への関与が高かったことから、計画に特に関与しているのは、役員やベテラン保護司であることが想定され、高い満足度をもって活動していると考えられる。計画への関与が高まることで社会を明るくする運動に対する意識や評価が変化する可能性も示唆された。

また、「社会を明るくする運動」に対する目標認識については、自由記述に基づく回答から、内容は多様であるが抽象度が高い目標が多く挙げられていた。具体的な活動時の工夫内容としては「準備」が多く挙げられていたが、具体的な工夫や改善点に関する言及は少なかった。これらの結果から、保護司においては、「社会を明るくする運動」が理念中心で実施されており、具体的な活動における短期的な「目標」が絞られていない可能性が指摘できる。言い換えれば、保護司個人の思い、あるいは、従来実施してきた活動を実行することにとどまっていた可能性がある。これらの可能性は、保護司の活動を否定したり批判したりするものではない。保護司は、更生保護を担う民間ボランティアであり、重要かつ多様な役割を担っており多忙な存在である。日々、保護観察や環境調整への対応に従事する中に、保護司活動が多様化していき、保護司自身にとって、保護司活動そのものや更生保護のPRという視点が抱きにくかった可能性が指摘できる。

2 本研究の意義と今後の課題

本研究は、著者やBBSに関係する本学学生と品川区保護司会や品川区との協働で活動を始めたことによって初めて可能となったものである。このような協働による活動においては、まず、調査対象者である保護司会会員に対して結果をフィードバックし、意見を求めたり今後の活動を実施する上での参考資料となるよう結果を提示したりすることが重要である。結果をフィードバックすることによって、それぞれの協働のアクターにおいて、新たな気づきが促されると期待できる。特に本研究では、定量的な設問と定性的な設問を組み合わせたり、自由記述回答をテキストマイニング手法を用いて図示したりすることによって、回答者のプライバシーを確保しつつ、回答者である保護司どうしで他の保護司の考えを冷静に理解する機会を提供できると考えられる。本研究で実施した調査結果に関しては、2015年9月9日に立正大学において品川区保護司会平成27年度第1回自主研修会が開催され、著者が発表の上、質疑応答がなされている。協働での活動においては、研究者が定期的に活動の目標等を調査し、結果を「見える化」することによって、参加の持続性と多様性をもたらす地域活動の援助手法を提供できる可能性があると考えられる。

本研究の課題としては、以下の2点が挙げられる。第1は、テキストマイニングにおいて、結果が語の抽出にとどまり、適切なコーディングを検討しきれておらず、結果が散逸になっていた点である。第2は、本研究の結果がプログラム評価の視点の一部を導入した探索的な内容にとどまり、地域活動に対するプログラム評価の方法やあり方について十分に検討できなかった点である。これらの課題については、今後の継続研究において改善していく必要がある。

引用文献

- Chinman, M., Imm, P., & Wandersman, A. (2004). Getting to outcomes™ 2004: Promoting accountability through methods and tools for planning, implementation, and evaluation. RAND:CA. (井上孝代・伊藤武彦(監訳)・池田満・池田琴恵(訳)(2014). プログラムを成功に導く GTO の10のステップ: 計画・実施・評価のための方法とツール 風間書房)
- 樋口耕一(2004). テキスト型データの計量的分析 — 2つのアプローチの峻別と統合一理論と方法, 19, 101-115.
- 法務省ホームページ(2015). “社会を明るくする運動” ~ 犯罪や非行を防止し, 立ち直りを支える地域のチカラ ~ (http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html) (2016年1月16日閲覧)
- 法務省法務研究所(2012). 平成24年版犯罪白書— 刑務所出所者等の社会復帰支援—
- 日本更生保護協会ホームページ(2013). おかえり。 (http://www.kouseihogo-net.jp/okaeri/) (2016年1月16日閲覧)
- 西川正和・寺戸亮二・大場玲子・押切久遠・小國万里子(2005). 保護司の活動実態と意識に関する調査 法務総合研究所研究部報告, 26, 1-131.
- 笹尾敏明(2006). プログラム評価 植村勝彦・高島克子・箕口雅博・原 裕視・久田 満(編) よくわかるコミュニティ心理学 ミネルヴァ書房, pp.112-115.
- 高橋尚也(2008). 住民との行政との協働における個人の参加と相互作用の進展 平成19年度筑波大学大学院人間総合科学研究科博士論文(未公開)
- 高橋尚也(2014). 地域活動への参加によって生じる意識変化— 活動から受ける受益性と地域活動への態度に注目して— 日本心理学会第78回大会発表論文集
- 田尾雅夫(2011). 市民参加の行政学 法律文化社
- Zimmerman, M. A. & Rappaport, J. (1988). Citizen participation, perceived control, and empowerment. *American Journal of Community Psychology*, 19, 251-278.

註

- i 本論文で用いたデータは、平成26年度立正大学研究推進・地域連携センター支援費第2種「地域における犯罪予防プログラムの評価手法の探索と提案—品川区保護司会との協働による市民の受益性に着目した実践—(高橋尚也(代表)、久保田善行、松尾和英、菊地操)」を受け実施したものである。また、本研究は、2015年9月に開催された日本心理学会第79回大会(名古屋国際会議場)で発表された。